

報道各位

新潟市選挙管理委員会事務局

期日前投票所における投票用紙の交付漏れについて

このたび、期日前投票所で投票用紙の交付漏れ事例が発生しました。

記

1 概要

10月22日午前、中央区役所南出張所期日前投票所において、小選挙区の投票用紙を交付せずに比例代表及び国民審査のみを交付、投票した有権者が1名あった。

2 原因

投票所内の受付では入場券照合の後、小選挙区の交付係へ案内するが、交付係を素通りし、比例代表と国民審査の交付係へ並んだものと思われる。

小選挙区の交付係や記載台、投票箱への動線が分からず比例代表の交付係へ並んだと推察される。

現在、投票済みの有権者から小選挙区の投票をしていない旨の申し出はなく、特定には至っていない。

3 再発防止策

移動動線の見直し、場内案内の強化、交付係及び投票立会人による確認を徹底させることとする。

4 新潟市選挙管理委員会事務局としての再発防止策

22日発表した西区選挙管理委員会事務局の不在者投票における投票用紙発送事務誤りに続いて、上記事例が発生した。

このことから、23日午前に緊急の市・区選挙管理委員会事務局長会議を開催し、全ての期日前投票所に関し、緊急点検（移動動線の見直し、場内案内の強化、交付係及び投票立会人による確認の徹底など）の実施を指示するとともに再発防止について注意喚起を行った。

5 問い合わせ先

新潟市選挙管理委員会事務局 小林次長補佐 電話 025-226-3341

中央区選挙管理委員会事務局 清水事務局長 電話 025-223-7086

※本件についてのお問い合わせは、本日の16時までをお願いします。